

令和3年2月定例会 経済委員会  
令和3年3月9日（火）  
〔委員会の概要 農林水産部関係〕

南委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（13時04分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その5））

- 議案第87号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第12号）

【報告事項】

なし

松本農林水産部長

それでは、提出予定の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、追加提出を予定しております案件は、令和2年度2月補正予算案でございます。

お手元に御配付の経済委員会説明資料（その5）の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算総括表につきまして、補正額の欄の最下段に記載のとおり、700万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は387億8,297万6,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、最下段、計の欄の括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項について御説明いたします。

畜産振興課でございます。

5段目の家畜保健衛生費、摘要欄①のア、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業におきまして、2月9日に美馬市で発生しました高病原性鳥インフルエンザにより、家畜伝染病予防法に基づく出荷制限を受けた発生農場周辺の養鶏農家への補償に要する経費として700万円の増額をお願いしております。

3ページを御覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

この度、補正予算をお願いしております畜産振興課の家畜防疫対策費につきまして700万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、この美馬市で発生した高病原性鳥インフルエンザに関しましては、清浄性確認検査において、陰性が確認されたことから、2月27日に搬出制限区域を解除、また、今月4日午前零時をもって移動制限区域を解除いたしております。

提出予定案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 南委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会において十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 北島委員

先ほど御説明いただきました家畜防疫対策費としての700万円ですけれども、まずもって部長からもお話がありましたが、3月4日に最終移動制限区域が解除されたということで、発生当初から農林水産部の皆さん、関係の方々におかれましては、当初の対応からその後の対策まで大変な作業だったと思います。改めて感謝を申し上げます。

今回の美馬市での発生ですけれども、さきの付託委員会で、美馬市での発生に対する防疫措置、いわゆる発生農場に対する防疫措置や消毒ポイントの運営等に係る経費であると考えますが、その経費として危機管理調整費を活用すると御報告いただきました。

今回、追加提案されました補正予算においては、周辺の養鶏農家さんへの補償に要する経費という御説明がありましたけれども、この補償の対象となる範囲であるとか、どのような損失に対する補償なのか、詳しく教えていただけますでしょうか。

#### 岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、今回、追加提案をお願いしております補正予算における美馬市での発生に係る養鶏農家への補償につきまして、どのような損失なのかというような御質問を頂きました。

今回、追加提案をお願いしております補正予算につきましては、美馬市肉養鶏農場におきまして高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づく制限区域の設定により飼育鶏への制限が掛かったことで、経済的影響を受けられた生産者の方々への補償を行うための経費を計上させていただいております。

具体的には、3キロメートル以内の移動制限区域内の肉養鶏農場におきまして、飼育期間の延長による飼料費の増加、銘柄鶏が一般ブロイラーとして鶏肉処理、販売されたことによる売上額の減少という損失が発生したことから、それらに対する補償を行うものでございます。

#### 北島委員

今回は飼料費の増加、売上げの減少への補償ということですが、この2月定例会の開会日におきまして、先議により議決されました補正予算では、阿波市での発生に対し

て経済的影響、いわゆる損失を受けた生産者の方々への補償として1億円を超える予算が計上されていたと思います。

今回の美馬市での発生に対する補償に要する予算は700万円ということで、比べると非常に差があるという印象を受けます。この金額で影響を受けた生産者さんの方々に対して十分な支援や補償ができるのかというような疑問がありますけれども、そのあたりを詳しく教えていただけますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、今回、追加提案をお願いしております補正予算につきまして、前回、阿波市での発生時に比べ低額であるが、十分な支援ができるのかとの御質問を頂きました。

美馬市での発生につきましては、半径3キロメートル以内の移動制限区域内に所在する養鶏場20農場のうち、発生時におきまして鶏を飼育していた養鶏場は11農場であり、それらは全て肉養鶏農場であります。本来でありましたらこの区域内の飼育鶏は移動できないのですが、今回はこの区域内におきまして食鳥処理場が所在していたということで、食肉用として飼育鶏の出荷が可能でありました。

ただし、区域内の食鳥処理場へのお荷であっても家畜伝染病予防法で厳格な規定が定められておりまして、出荷しようとする飼育鶏について鶏舎ごとにPCR検査を行い、異常がないことを確認すること、当該処理場までの運送ルートを定め、消毒ポイントでの車両消毒が行われること、処理場におきまして消毒などの十分な衛生対策が行われていること、以上の条件を満たした上で国との協議により当該処理場へのお荷が可能となるものであります。

さらに、食鳥処理場におきましても獣医師による食鳥検査が行われ、全てのお荷鶏について異常の有無の検査確認が行われます。

今回、美馬市の発生におきましては、これらの条件を全て確認したことから、国の了解の下、飼育鶏の出荷が可能となったものであり、飼育期間の延長による飼料費の増加や売上げの減少など、経済的な影響、損失が最小限に抑えられ、補償経費も最小限に抑えられたところでございます。

北島委員

様々な条件があいまって、損失が最小限に抑えられたということで、農場の方々、産業全体にとっても不幸中の幸いという言葉がいいのかどうか分かりませんが、金額的には大きな損失がなかったということで安心しました。それに対してきちんと補償するというので、明日に議決予定ですけれども、皆さんの手に渡る手続を早急に進めていただけたらなと思います。

最後にもう1点なのですが、冒頭に申し上げましたとおり、3月4日に移動制限区域が解除されたということで安心していますが、しかしながら2月25日に宮崎県でまた高病原性鳥インフルエンザが発生したと聞いております。距離はあると思いますが、まだ予断を許さないと思います。いつ頃まで警戒が必要であるのか、その点のお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま北島委員から、いつ頃まで高病原性鳥インフルエンザの警戒が必要なのかとの御質問を頂きました。

今シーズンにおける発生の一つの特徴といたしまして、香川県、宮崎県、千葉県では短時間で複数の発生が確認されるという密集続発型の発生が見られており、宮崎県や千葉県ではいまだ終息していない状況であります。

また、過去の発生事例では、平成26年でございますが、熊本県の養鶏場におきまして4月13日の発生が確認されております。さらには、今後暖かくなるにつれ、渡り鳥が大陸に帰るために動き始めますと、発生リスクが更に高まることが懸念されます。

このことから、5月の連休までは警戒が必要と考えており、引き続き養鶏場への巡回指導を通じまして、農場敷地内や車両などの消毒の徹底、鶏舎や防鳥ネットの点検修繕などの野生小動物対策、鶏舎ごとの長靴使用や手指消毒の徹底など、飼養衛生管理の徹底を図るとともに、今回の経験を踏まえ、年間を通して早めの対応がとれるよう、対策の見直しや発生予防対策の強化を進めてまいりたいと考えているところです。

北島委員

ゴールデンウィークまでは警戒が必要ということでございますので、気を抜かないようにしてください。今回、当事者の生産者、養鶏農場産業の方々は大変な思いをされました。こういった関係各位の皆さんと今回の件について検証していただきまして、発生させない、万一発生した場合には早期に対応、処置ができるような体制を再度構築していただきたいとお願い申し上げまして、質問を終わります。

西沢委員

この700万円の予算についてですが、処理は全部終わったのですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員から、700万円の予算につきまして御質問いただきました。

今回、追加提案させていただいております700万円につきましては、養鶏農家への補償ということで、この度、美馬市の発生分に係る生産者の補償につきまして、所要見込額700万円がおおむね確定したことから、閉会日に予算提案をお願いするものでございます。

西沢委員

この議会で承認されたら、繰越しというよりもすぐに支払う予定ですね。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員から、今回の追加提案の700万円に係る繰越しにつきまして質問を頂きました。

今回、明許繰越しの設定をお願いしております700万円の予算につきましては、やむを得

ず申請が遅れた生産者の方がいらっしゃる場合にも対応するためをお願いするものであります。できるだけ早期に、生産者の申請が来たらすぐに対応してまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

議会で承認されたらすぐに対応するというものですね。分かりました。

それと、この前からよく聞いていて分からなかったのですが、学校給食に充てる阿波尾鶏が2.5パーセントと言っているのだけれども、桁がとても大きいと思うのだけれど、合っているのですか。阿波尾鶏は年間200万トンとか何とかの話ではなかったのですか。200万トンの2.5パーセントだと5万トン。学校だけで5万トンはすごいです。

#### 新居畜産振興課長

ただいま西沢委員から、これはプロポーザル事業での内容、それと学校給食の阿波尾鶏の支援事業に関する質問だと思います。

阿波尾鶏の昨年度の年間出荷数は206万羽でございます。1羽当たり約2キログラムの精肉が取れるということで、これを計算しますと年間約4,000トンの量となります。

それで、今おっしゃった阿波尾鶏の支援対策として、今年度の予算で50トンほど支援しております。大きな量ではございませんけれども、学校給食での活用、食育の推進、県外の大消費地での販路開拓、県内の外食産業に対する需要喚起、こうしたものを通じた波及効果として阿波尾鶏の支援対策を行ったものでございます。

#### 西沢委員

私が聞いたのは、後からの訂正もあったのだけれども、阿波尾鶏の中で学校給食に使った量が2.5パーセントと聞いたわけです。全国で一番の出荷量の中で2.5パーセントといたら、どのくらいの量を給食に出したのかなというくらいの量です。桁が違うのではないかと思うのですけれども、本当に2.5パーセントでよいのですか。学校給食に使ったのは阿波尾鶏全体の何パーセントですか。

#### 新居畜産振興課長

先ほど私が申し上げた50トンはプロポーザル事業と学校給食などを含めた数字でして、学校給食に使用されたのは約6.1万トンでございます。全体の生産量4,000トンからしますと、0.15パーセントになります。

#### 西沢委員

私が聞いたのは間違っていたのですね。一応確認だけですから。それはいいです。

例えば、今回の取引の中で、全体的に1,000万円損しました。その補助の仕方というのは、例えば運送費とか何とかでいろいろと違うのですか。その可能性があるよね。

今度の700万円は、損失がどれだけがあって700万円ということなのか。どれだけ損をして、どれだけきちんとフォローしてくれたのか。1,000万円くらい損をして700万円を払ってくれたのだったら、かなり補助してくれたと思うのだけれども、5,000万円があって、

700万円の補助をしてくれるというのではとても少ないとなるわけですがけれども、どういう計算方法なのですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員から、損失についてどのくらい補償されるのかという御質問を頂きました。

損失補償につきましては、先ほど申し上げましたとおり、例えば飼料費の増加であったり、出荷が遅延することによりまして、本来の価格で販売できなかったことによる、販売価格の減少などといったものに補償されるものであります。全額損失補償されるところでございます。

なお、その経費等につきましては、例えば飼料費の増加であれば、その期間中に飼料を購入した明細等を確認した上で額を確定してお支払いするというところでございます。

西沢委員

販売費用となると、結局、養鶏場の損失はゼロでよいのですか。先ほどの言い方だったら、持ち出しはゼロでよいのですか。

当然ながら処理費用などはやってくれます。それから、売った中でもこれだったらこれだけの金額で売れるだろうという中での金額はフォローしてくれるということと、持ち出しはゼロでよいのですか。そこまでフォローしてくれるということですね。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま西沢委員から、養鶏農家が受けた損失の全てが補償されるのかという御質問を頂きました。

損失の中には、先ほど言いました売上げの減少額であったり、例えば飼料費の増加に加えまして、例えば人件費であったり、光熱水費等も飼育期間が延長することによって、経費の増ということで、損失になると考えております。

ただし、家畜伝染病予防法の規定の中では、人件費と光熱水費、このあたりについては補償の対象外になっておりますので、養鶏農家さんの受けた全ての損失が補償されるということではないというところでございます。

西沢委員

結局は人件費などそこそこの持ち出しはあるわけですね。これは国から補償してくれるのかな。県の持ち出しは幾らかあるのですか。

岸本畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、生産者への補償の内訳について御質問いただきました。

補償につきましては国と県が2分の1ずつでございます。ただし、県が補償として支払をした金額の5分の4について地方財政措置が講じられるところでございます。

新居畜産振興課長

先ほどの西沢委員の質問の中で、阿波尾鶏の学校給食の使用量について6.1万トンと答えましたけれども、6.1トンの誤りでございます。謹んで訂正いたします。

西沢委員

まあいいです。後から聞きます。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。(13時27分)